

●香川県告示第359号

平成19年香川県告示第256号（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による病院の指定）の一部を次のように訂正する。

平成19年7月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の訂正前の欄に掲げる内容を同表の訂正後の欄に掲げる内容に下線で示すように訂正する。

訂正後	訂正前
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院を、<u>次</u>のとおり認定した。</p> <p>略</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院を次のとおり認定した。</p> <p>略</p>